

第 57 回 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会 議 事 録

(開催要領)

1 日 時 平成 23 年 9 月 12 日 (月) 15 : 00 ~ 17 : 00

2 場 所 永田町合同庁舎第一共用会議室

3 出席者

会長	辻村 みよ子	東北大学大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	小木曾 綾	中央大学大学院教授
同	竹信 三恵子	和光大学教授
同	種部 恭子	女性クリニック We 富山院長
同	林 陽子	弁護士
同	原 健一	佐賀県 DV 総合対策センター所長
同	番 敦子	弁護士
同	平川 和子	東京フェミニストセラピーセンター所長

(議事次第)

1 開会

2 専門調査会委員からのヒアリング及び意見交換

(1) 竹信三恵子委員「性暴力被害を相談しやすい体制へ向けたメディア戦略」

(2) 林陽子委員「女性に対する暴力をめぐる国際的動向」

3 閉会

(配布資料)

1-1 「性暴力被害を相談しやすい体制へ向けたメディア戦略」(和光大学教授 竹信 三恵子氏)

1-2 「Dawson Place では・・・」

2-1 「女性に対する暴力をめぐる国際的動向」(弁護士 林 陽子氏)

2-2 「国連機関図」(女性の地位向上に関わる国連機関)

3 第 55 回「女性に対する暴力に関する専門調査会」議事録

4 第 56 回「女性に対する暴力に関する専門調査会」議事録

(議事録)

○辻村会長 それでは、時間になりましたので、ただいまから、第 57 回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。

本日は、最初に男女共同参画局の総務課長が 8 月に交代いたしましたので、新しい総務課長であります、木下課長から一言ごあいさつをいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○木下総務課長 8 月から総務課長になりました、木下でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 それでは続きまして、前回の6月17日の専門調査会から本日までの経過及び本日のテーマについての位置づけ、今後のスケジュールなどについて事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○原暴力対策推進室長 前回6月17日、第56回の専門調査会で報告書について御審議いただき、最後に、会長に調整を御一任いただきました。そして、取りまとめた報告書を7月29日に開催されました男女共同参画会議に報告を行っております。

男女共同参画会議におきましては、その報告を受け、今後、専門調査会において性犯罪への対策や男性への相談対応、若年層への予防啓発など、女性に対する暴力の根絶に向けた更なる取り組みについて検討を行うことが決定されております。

前回の6月17日の専門調査会で説明させていただきましたが、今後につきましては、おおむね今年いっぱいをかけて有識者の方や関係者の方からヒアリングを行い、その後、関係省庁からの取り組み状況の聴取、またそれを踏まえた報告書案の検討を行い、来年の6月ぐらいを目途に報告書を取りまとめるというスケジュールで進めていければと考えております。

また、パープルダイヤルにつきまして、前ははまだ途中段階でしたけれども、集計結果を取りまとめ、全国の関係機関、関係団体に発送しておりまして、それを踏まえた取り組みについてお願いをいたしております。

本日は、前回、6月17日のスケジュール表にもございましたが、まずは、パープルダイヤルの結果を踏まえまして、性被害に遭ってもなかなか相談しづらいということが非常に大きな問題であるという御指摘を受けておりますので、その点につきまして、性暴力被害を受けた方について相談しやすい、その人たちが躊躇せず相談できる体制に向けた取り組みについて、メディア戦略ということで竹信先生から御説明いただきたいと考えております。

また、取りまとめの中で、今後、我が国において性暴力対策を推進していく上で、国際的な動向についても踏まえるべきとの御指摘をいただいております。そうした観点から、林先生から御報告いただければと考えております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

ただいま御報告にありました、7月29日の第39回男女共同参画会議におきまして、私からこれまでの審議経過などを報告いたしました。その内容については、既に内閣府のホームページで公表されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

本日は、専門調査会の委員2名から御専門分野の取り組みと課題について御説明をいただいて、意見交換をすることになっております。最初の御報告といたしまして、「性暴力被害を相談しやすい体制へ向けたメディア戦略」ということで、竹信委員からお願いしたく存じます。最初に、40分程度で簡単に御説明をいただきまして、その後、全体で15分程度の質疑時間を設けたいと考えております。では、よろしくお願いいたします。

○竹信委員 竹信です。

性暴力被害というと大変相談しにくいと言われるんですけども、相談しやすい体制にどういうことができるかを報告してくれというお話がありました。私、実はその前に新聞社の記者をしておりましたので、また女性問題の報道に携わっていたことがありますので、一体、何が壁なのかということをお話してみたいと思います。

今回については、まず、パープルダイヤルに関わったりしている女性の性暴力被害への被害の受け皿になっている団体の方々に聞き取り調査をしました。

どうして相談が、特に急性期は難しいのか、どう思いますかということで伺ったんですけども、まず、性暴力についてのメディア側の認識不足があるのではないかという御指摘が1つ。パープルダ

イヤルの広報についても、マスメディアが必ずしもたくさん書いてくれなかったという言い方もあります。画期的な取り組みだったのに余りやっていなかったというお話です。

テレビなどで相談を広報したときですけれども、これは多分、広報の仕方の問題だと思いますが、性暴力という言葉が余り使っていなかった。犯罪被害とかDVという言い方をしていたので、急性期の人などについていえば、それは私のことではないと思って、ピンとこなかったのではないかな。なので、どういうワーディングをするかということも少し気を使って、せっかくPRをするならした方がいいのではないかなという御指摘もありました。

パープルダイヤルなどで来たのは、私は夫から無視されているとか、無視という言葉に反応して相談してきたという人が結構多かったということなんです。ですから、DVが割に多かったということです。それは、無視などというのがDVなんだということが一般ではまだ余りよくわかっていないので、そうか、そういうことも言っているのねということで割と気軽に相談してきたというお話もありました。

でも、これは逆に言えば、犯罪被害やDV、無視という言葉で訴えているわけですから、深刻な事例については少し違うかもと錯覚をしてしまうので、そちらの受け皿にはなりにくいという2つの両面があるということだと思います。

もう一つは、微妙な問題なので、相談者の安全の確保のためにどこまで相談に話をしていいかわからないということがあって、それをどうこれからやっていくかが課題になってくるでしょうというお話もありました。

よく相談が来ているSACHICOとか、大阪の方のセンターがありますけれども、そこに伺ったときにどうしてそんなにいっぱい来るんですかと聞きましたら、それは地域に根ざして、病院を拠点にして、ネットワークをきちんとつくって、警察にいきなり行かなくてもいいとか、そこに相談すれば病院の方でもちゃんと引き取ってくれて、いろいろな受け皿があってという地域のネットワーキングがちゃんとあるという段階ならばいいと思うんですけども、パープルダイヤルの場合、必ずしもどの相談も、どの地域にもそれがあるわけではないので、遠いところの地域に相談でそこに行けとかというわけにいかない。地域に受け皿がない。なので、行ってきても対応がうまくいかなかったりするということがあったのではないかな。これがむしろ被害の相談を受ける方の取り組んでいる方たちからの御意見でした。

一方、マスメディアはなぜ性暴力について余り広報しないのかということを手紙の記者数人に電話でどう思うと聞いてみたんです。私の後輩の記者などにも聞いてみたのですが、1つは、マスメディアは部数が大きいのが強みですけれども、部数が大きいので反応がどうなるかがよくわからない。性暴力というものにどういうイメージを持っているかがわからないので、人によってすごく違ってくでしょうと。そのときに性暴力というむきつな言葉を使って大丈夫なのかどうか確信が持てないので、いわゆるワーディングにしても、的確なことが言えないのではないかなとか、記事にする前に、ちょっとこの問題はといて手が縮むときがあるということを使うわけです。よくそのことがわかっている専門的な記者であるケースはそうでもないんですが、一般的に言うと、性暴力とどう向き合っているかわからないということです。

1つは、性暴力のことを書こうとすると、すぐに被害者に会わせてくださいとか、被害者の取材ができないと書けませんということを記者は大体、言ってくるわけです。それは私も結構わかるんです。ただ、それはこの場合にはとても紹介しにくいというか、二次被害になりやすいので、余りできないというのが普通の間に立っている方の立場だと思うんです。そのときに、それでは記事にならないという、無理やりインタビューを申し込んでくるケースとか、記者の方からいえば、それがないと書けないと思っているパターンです。

もう一つは、ためらいがあって書けないならまだいいんですけれども、書きたい放題を書くという

ことで、記事が被害者を傷つけてしまうパターン。どう書いていいかわからないということの1つの側面です。

もう一つが、何かを書くときとまずいことを書いてしまいそうで怖いので、なるべく性暴力とか、そういったものについては触れないで書かないことにしているパターンがあります。これは両方ともメダルの裏表で性暴力の実態をよくわからないし、どう扱っていいかわからない。なので、そういったものを書かなければいけないかなと思うけれども、何か書きにくい、怖いといって書かないということです。

もう一つ、これは比較的性暴力について専門的な知見があって、関心が高い方の記者の言い分ですが、行政の相談とか、パープルダイヤルは比較的そうでもなかったかもしれませんが、NGOもかなりきちんとやっていたこともありますので。よその相談とかという場合に、相談を受け付けますと自信を持って書いていいのか不安になります。つまり、受け皿がちゃんとしていないのに、性暴力の被害について相談を受けますと記事に書いてしまって、万一、その相談によって二次被害があった場合に記者は責任が取れない。だから、書きたくないと手が縮む。逆に、いい意味の手が縮むという声もあります。

例えば2000年のDVの法律ができたころ、相談に来てほしいということで、行政も結構力を入れた時期があると思うんですが、DVの連載をした記者がそのときに警察に聞きに行ったと。警察庁の方では、ちゃんとやりますから来てくださいと担当の方はおっしゃったそうなんです。被害届も出してほしいとおっしゃったそうですが、私がデスクのときで、その記者は私に、でも、やはり書けないと。本当に警察がちゃんとした対応をしているか自分にはわからないので、警察に来いと記事の中に書く気にはなれないといって書かなかったということがあるんです。それはある意味では、相談の窓口はやりますと言っているのに、確信が持てないので、二次被害が心配で書けなかったという事例だと思うんです。

そのときに、私もデスクなので、直に警察に電話をしまして、大丈夫とおっしゃっているそうですが、本当に大丈夫なんですかと言って聞きましたら、御担当の方が、いや、大丈夫ですと。もしかして何かが起こったら、私に言ってくださいとおっしゃったんですけれども。起きてしまった後で私に言っても、被害は起きてしまった後なので、これも少し難しいのかなと。その方の誠意を疑うのは申し訳ないし、とても熱意を持っておっしゃっていたので、申し訳なかったんですけれども、少し気になったということがあって、やはりそのときには余り踏み込んだ形で被害届を出そうとか、警察に行きましようとか、そういうことを書かなかったということがあるんです。そういう形で、受け皿の方に確信が記者自身が持てないということの問題点です。

もう一つが、パープルダイヤルのときに、かなりこれは画期的でいい企画だと思ったので書いたという記者がいるんですけれども、その記者が言うのには、自分はできたときにそのことを余り知らなかったと。どこで広報していたのだろうかという言い方をしていました。あれだけお金を掛けて、ちゃんとした相談を24時間でやろうということでやったわけですから、記者に対しても、マスメディアに対しても懇切丁寧なアプローチをもっとすべきだったのではないかとその記者は言っていて、私はそのときの広報体制を知らないの、それが本当に妥当な意見かどうかかわからないので、もしよろしければ、後で御担当の方がいらっしゃれば教えていただきたいのですけれども、彼女には、自分みたいに関心のある記者に届いていなかったと。ひょっとしたら官邸のクラブに行っていたのかもしれないけれども、官邸というのは首相の動静とか、政治に関心が高い人がたくさんいるところなので、こういうテーマをやってもひょっとしたら関心を持たなかったのではないかな。もったいないのではないかなという言い方をしていました。

ですから、相談を受けて、広報してほしいと言っている側と、それを受けて書く立場にある人との2つの立場から話を聞くと、そういった状況が見えてくるということです。

この2つをまとめて対策的にいいますと、まず、目先の問題、テクニカルな問題でいうと、被害者に届く用語使いの工夫がもう少し必要なのではないかな。どういう人に来てほしくて、どういう用語を使えば、それは私のことだと思ってくれるのかどうか。そういうことを広報する方、行政の方、相談をやりますという側もそういった工夫が必要なのではないかということが1つです。

先ほど申し上げましたように、犯罪被害という少し遠くの方から触った感じの、隔靴搔痒の易しい言い方をすると当事者はよくわからない。かといって、余りにもむきつけなことは勿論、言えないということがあると思いますけれども、その工夫が必要ではないかということです。

もう一つが、性暴力被害の場合、若い世代の被害が結構多いんですけれども、この人たちは新聞もテレビも見ない層が結構多いので、もう少しロコメディアを使わないとまずいかもしいかなという意見もあります。

例えば学校と連携してカード、今は必要ないけれども、必要だったらここに電話できますよとか。DVのカードなどはよく病院などにも置いてありますけれども、性暴力の相談体制についても、そういったカードを学校の保健室とか、そういったところと連携して置いておくということも必要なのではないかなという意見です。

または、携帯メールとか、そういった形で若い方が比較的アクセスしやすいような、何かのツールを使って広報戦略を考えてみるということも必要かもしれないという意見がありました。

余談ですけれども、人身取引のアメリカでの対策を取材に行ったことがありまして、あれも広報がなかなか難しい。届くかどうか分からないし、届くと暴力団が絡んでいますから、ホットラインの番号などを持っていると、逆に殴られたりするとか、怖い目に遭うということがあるので、どうやって伝えるかが非常に大きなテーマになっているわけです。そのときに、これは口紅入れなんですけれども、中国系の人向けにかわいい中国刺しゅうみたいなのがしてある口紅入れなんです。ここにリップスティックが入っていて、このリップスティックの奥に電話番号が書いてある。安全線というのはホットラインのことです。ここにリップスティックが入れてあって、お化粧をしながら見てもわからない。暴力団の人もしらない。こういう身近にあって、自然に触れられるものにピンポイントでホットラインの番号などを入れていくというのも大事なかなという提案もあります。

もう一つが、先ほどのを受けまして、政府の広報体制で性暴力とか、こういった女性関係の宣伝をしていくときに一体どういうルートをとって広報していくのかという再点検がひょっとしたら必要かもしれないということです。これはもうやっていらっしゃるかもわからないので、そうである場合は教えていただけたらいいかなと思います。

先ほど申し上げましたように、日本の記者クラブは、女性のジェンダーの問題を流していくのには非常に不都合で、縦割の割り方がそういう割り方になっていないものですから、内閣府がやる場合に官邸を通すと、必ずしも官邸の記者の方がたまたま関心がある方がそこにいらっしゃるケースではちゃんと記事になるんですけれども、そうではなくて、首相の動静とかにしか関心がないという人ばかりの時期には、なかなかならないということが出てきます。なので、正規のルートの広報をするだけではなくて、例えばジェンダーに関心のある記者のリストを持って、そのリストを通じて懇切丁寧に今、これはこういう意味があるので、是非広報してくださいという形で、きちんとテーマ別に広報していくということも場合によっては必要かもしれないと思います。

その場合には、当事者は勿論無理だというのは当たり前のことですが、そういった状況に詳しいNGOの同席を図って、一体本当は何が起きているのかということを実感に即してきちんと語ってもらうとか、そういったやり方も大事かもしれません。行政の方は、やはり仕組みについては大変詳しくていいと思うんですが、現実には何が起って、どういうことがあるからだめなのか、問題なのかについてはなかなか実感を持って語らないケースも多いので、そういうときに当事者のNGOの方に特に決め打ちの大事な企画のときには、パープルダイヤルなどはそうだと思いますけれども、やっても

いいのではないかということです。

今のはテクニカルな問題ですけれども、もう少し大枠の問題がもっと重要になってくるかもしれません。

これは、先ほど記者が本当に行政の相談について広報をして大丈夫なのかという懸念があったので、どうも踏み込んで書けないんだということを理解のあるタイプの記者が言っていたということがありましたが、やはり受け皿の整備、ただ相談のホットラインをつくるだけではなくて、相談されてきたものをつないでいく先、受け皿がどうなっているかというのは結構大事だと思います。

例えば先ほどSACHICOの事例を上げさせていただきましたけれども、あその場合は地域の病院との連携があって、問題があればそこにつないでいけるし、警察にいきなり駆け込まなくても大丈夫ということもあります。そういう形の仕組みがあって、やはり警察に行くとか、性暴力被害とか、性犯罪とか、そういったものの当事者であると自分で自分を名乗っていくというのはなかなかやりにくいことだと思うんです。でも、女の人の相談というのが今回のようにあって、しかも、その先にしっかりした、受けた後のことがきちんとできる受け皿の整備があれば、記者の方もそのことをよく知っていれば安心して広報ができるということがあると思います。

例えばかわいい図の「Dawson Placeでは…」と書いた図が付いていますけれども、これは社会福祉士の方でアメリカの児童虐待のシステムを視察に行った方が使っているよと言ってくださったので、ここに付けさせてもらいました。

これは先ほどのSACHICOと同じようなことですけれども、被害者の方を中心にした受け皿システムをつくるべきであるということだと思います。つまり、左側の被害者が訴えて、あちこちくるくる回されていくということではなくて、右側が1か所にワンストップサービスでいくいろいろな手当てを入り口から全部してもらえて、最後の安心システムのところまで行けるという仕組みだと思います。

こういった形でのワンストップサービスの性暴力被害者のための地域システムをもう少したくさん各地につくっていくということがあって、その上での相談であれば、書く記者の方も安心して推薦ができますし、行く人も行った甲斐があったということになって、口コミでのいい情報が勿論広がりますし、受ける側、相談する方も相談を受けて、深刻なんだけれども、バックの仕組みが悪いのでちゃんとあげられなかったというじくじたる思いがなく、相談が受けられるという意味では、少しお金がかかる部分もあるかもしれませんが、そういったワンストップサービスをもっと広げていくということが実は、相談体制の向こう側にある話としてあるのではないかということがどうしても出てきてしまうわけです。

もう一点、実は、人身取引に行ったときにおもしろかったのは、マスメディア向けに人身取引報道のためのガイドブックをつくっているNGOがセルビアであったということです。グリーンのもので、英語ですけれども、非常によくできていると思いました。私が記者だったらこうしたガイドブックで性暴力取材用のものがあれば随分参考になるなと思ったので、これもこちらからお返しします。

これは、つまり一つは、その国の、この場合は人身取引ですけれども、性暴力でもいいと思います。が、そのような被害状況とか、統計がきちんと載っている。だから、一々聞かなくても、それが何件ぐらいあって、どういう状況にあってという数字的なものがガイドブックの冒頭の方にグラフできちんと出ているということです。それがあると全貌がまずわかりますから、記者の側は、今、自分が取材している性暴力はこういうところに位置しているんだということがわかりやすいんです。それを1から聞いていくとなると、まず、警察なら警察の調査をしている担当部課を割り出して、更に聞きに行って、しかも非常にわかりにくく、本当に書いていいのかとおびえながら、心配しながら書くようになってしまって、まず、全貌をつかむ段階でも壁になってしまうのでやめておこうという話になってしまふんです。

そういう形で基本的なデータが入っているということが①です。

このレジュメの中で見ますと、2 ページ目、小さい字で【目次】総論と書いてあって、そもそも人身取引とは何かという定義が書いてある。どうしてそれが問題なのかが書いてある。被害女性是一体どういう人たちなのかが書いてあって、その原因、被害者というのは売買春をしている女の人間じゃないかと差別的な目で見られがちなんですけれども、なぜそれが犯罪者ではなくて被害者なのかという彼女の彼女たちの実像をかなり事細かにきちんと書いてあります。しかも、人身取引の被害女性はこういう偏見にさらされていて、こんなふうに困っているということが書いてある。

こういった基本的なことをまず、性暴力についてもわかりやすくコンパクトに書いてあるものがあれば、まず、それを見て自分たちの認識を改めながら記事にしていくことが可能になっていくかもしれないということです。

セルビアの人身取引についての報道ガイドブックでは、まず同国の実態ということで、ここにも中継地であり、受け入れ国であるセルビアというのはどういう存在なのか。ホットラインの相談件数とか内容統計も入っています。人身取引を取り締まるための法制度はどういうものがあるのか。女性ではなくて子どもの場合がどうなのかといったことが書いてあるということです。

更に、メディアの対応がその次に出てきます。彼女たちは新聞記事を全部調べているんです。この2 年間ぐらいでどういう記事があって、何件あって、どういうタイプのものであって、どれが問題で、どれがよかったかということ进行分析したものがそこに付いているわけですけども、どうしてメディアを調査するのかということから始まって、それは勿論、メディアは第二の現実ですから、メディアによってどういう像が広まるか。性暴力というのがどんなもので、おもしろおかしいものであったり、センセーショナルなものではなくて、こんなに人を傷つけ、ひどいものであるということが、それを読むとメディアがわかる。メディアがそういう視点で報道すると世の中の人々も性暴力についての認識が大きく変わっていくんだということが、この場合、人身取引で書いてあるということです。

問題の定義があり、調査方法と調査結果が書いてあります。そこで時期別にどんな報道が出てきたかという統計がありまして、その中で、そうした問題の解決に役立つ記事とマイナスになってしまう悪い記事、グッドエグザンプル、バッドエグザンプルが書いてある。見出しとしては、ジャーナリストも間違いを起り得るという見出しの下に、いいつもりで書いても結果がマイナスになることがありますよ。つまり、これは性暴力の場合も全くそうだと思うんです。被害者に気の毒だと思い、いいつもりで書いた。でも、それが実は非常に被害者を傷つける。これはもうかなり良心的な記者でも、日本の中でも何度も体験していることだと思います。私の場合もそういう体験がないわけではありませんし、非常に迷います。そういうことが、どういう間違いが起り得るのか。そのとき何をすれば防げるのかということがきめ細かにきちんと実例を含めて書いてある。

被害者のインタビューの方法がここにもありまして、被害者は理解されるべき存在であって、同情されるべき存在ではないのだと。これは非常に重要なことですが、そういったことが書いてあります。

被害者へのインタビューについての技術的な基本ルールが規定されていて、たとえば、攻撃的になってはいけない、聞くことを学べ。つまり、ジャーナリストはどうしても一般的にインタビューする場合に攻撃的に、どうしたんですか、なぜそうしなかったんですかと聞いてしまうわけです。そうすると当人は大変傷つくし、言えない。言える状況ではないときにそんなことを聞かれる。だから嫌なんだということだと思うんですが、それについてこのガイドブックはただ聞きましょう。耳を傾けてあげましょうと書いてある。押し入って聞くことをせず耳を傾けろ。相手が言葉にできないことの裏側にあるものを読んであげなさいということが書いてある。

更に、個人の事例を根掘り葉掘り書くのはいいけれども、そういうことだと個人の方に焦点が当たって、やはり被害者が犯罪者であったり、ふしだらであったりとか、そういう像として記事ができてしまうので、本当に重要なことは、例えば人身取引の場合だと、それが一体、経済の構造からいってだれが儲かっているのかとか、政治経済的な分析をきちんとやった記事の方がむしろ効果的であると

言っています。その場合は被害者に会う必要は必ずしもないであろうと。これは性犯罪の場合も全く似ておりまして、どういう社会構造からそういう問題が起きてくるのかという分析的な記事がむしろ効果的であるということだと思います。

普通、記者の場合は情報を警察情報に頼るんです。特に事件の場合は。別に警察の方が悪いということでは全くないんですけれども、やはり事件としての角度から扱っていますので、その場合には、どうしても犯罪者であったり、被害者であっても事件の中の被害者だったり、その人が不適切な行為をしたのではないかと思わせるような感じの扱われ方をしたりという形で、事件的な扱いになってしまふ。むしろそれよりは、社会分析という方向から記事を発表した方が解決の役に立つという形のことが、るる書いてあるのがこのガイドブックです。

なので、相談ということから少し離れているとお思いになるかもしれませんが、相談のための広報体制のバックグラウンドにあるのは、相談の裏側の受け皿の整備の問題と、もう一つは、それを広報するマスメディアのまともな教育が必要ですが、マスメディアは教育されるのを嫌いますから、自分で読んで、困ったときに開けられるものをつくっていくということがひょっとしたら効果があるかもしれない。取材に来た記者にまいていくということをしていけば、ひょっとしたらまともな、もっと理解のできるシステムができるかもしれないと、そういうことがとりあえず言えると思います。

今日、多分この場にはこういった問題に関わっている方がたくさんいらっしゃると思いますので、いろいろな御意見とか、私へのアドバイスをいただければ非常にありがたいと思います。

どうもありがとうございました。

○辻村会長 どうもありがとうございました。それでは、これから質疑応答に移ります。ただいまの御発表につきまして御意見あるいは御質問等をいただきたいと思います。一応、3つに区切ってお話くださいましたので、順番に見ていった方がいいかと思います。レジュメ資料1-1の1「パープルダイヤル急性期暴力被害への相談の壁」というところで、いかがでしょうか。

では、1のところで、ないようでしたら、私が質問させていただきたいのですが、最初のところでメディア側の認識不足ということがあったんですけれども、これは例えば女性記者の比率が15%ぐらいで、ほとんどが男性の記者であるという状況でメディアが担われていることと関係があるとお考えでしょうか。

○竹信委員 そういう側面とそうではない側面があるかもしれません。つまり、女性が多くてもその女性に性暴力についてのちゃんとした教育がされていないと、必ずしもうまくいかないケースが実はあると思います。ただ、そういったことをちゃんとしようという雰囲気になっていく職場というのは、やはり女性の比率がある程度あって、それは端の問題ではなくて、根幹の問題なんだという空気ができていくというのは、やはり女性がある程度の比率を超している職場だと思いますので、そういう意味では関係があるということです。

○辻村会長 その場合に、ポジティブアクションのワーキンググループその他、これまで第3次計画をつくり出すときにも、意思決定機関に女性が入ることが大事だという議論をしてきましたが、記者の比率だけでなく、例えば新聞協会の女性役員が今、ゼロ%であるといった問題も関係があるとお考えですか。

○竹信委員 それはあるでしょうね。あとは、新聞社には用語漢字といって、使ってはいけない用語とか、そういったものを編集して審査する部署が大抵あるはずなんです。例えば未亡人をほとんど使わなくなってしまったのは、まだ死んでいない人という意味なので、差別語ということで、今は新聞では使ってはいけない一覧に多分入っていると思います。

そういう形で不適切な言葉というのが幾つかあるんです。そういうところをつくる人たちとの間の交流とか、意見交換も実は必要かもしれないです。そういうことをやっていくためには、やはり新聞

業界に女性がもう少しいなければというのはあると思いますけれども、こちらをやっていくよりも先に用語担当者と交流をした方が早いかもしれないというのが今の感じ方です。

○辻村会長 そうですか。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、番委員。

○番委員 番です。

メディアの方が電話相談などを報道していただけると全然件数が違います。弁護士会でよくやる110番は、それによって件数が違うのです。このパープルダイヤルが本当に画期的だった割には、広報が足りなかったなというのは私も感じています。

どこに相談の焦点を合わせるか、それが難しかったのだろうし、おっしゃったような性暴力をどう取り上げるかということについてもなかなか難しい面があったと思います。それに、相談した次にどうなるのかということがあったと思うのです。

裁判員裁判と性犯罪被害者の問題が社会的に取り上げられたときに、東京三弁護士会で110番を実施したところ、本当に物すごい数の相談が来たという実態があって、そのときに中心になってくださったのはみんな女性記者の方でした。一緒に活動して、わかっていただいて、それで共感していただいて報道された。

そういうことがあるので、是非共感してくださる記者の方をたくさん広げていただきたいと思います。ですが、おっしゃるような問題というのは常に抱えていると思いますし、急性期の性暴力被害者の場合は、そこまでの元気が出ない、外からの情報を自分に取り込むだけの元気がまだない方が山ほどいて、そういう方には情報がなかなか届かない。いろいろなやり方をしても届かないなというのを実感しています。そういう面もあったのではないかと思います。

○竹信委員 そういう場合は相談という形ではなくて、何かの形で入っていきなり、出ていきなりしないといけないということになりますか。

○番委員 そうですね。ワンストップステーションなどがきちんとできて、本当に社会的に認知されないと、単に試みとしての電話相談というような情報はなかなか届きにくいかなという感じがします。

○竹信委員 そうですね。やはり行ったらよかったという口コミ情報が普通のように周りに蔓延してくる状況をつくらないというのがありますね。

○番委員 そうですね。そう思います。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 竹信さんのレポートで、メディアの果たす役割というのが大変大きかったし、実際にテレビ等で報道された、だれが何のためにどこに相談するのかなとある種の違和感、むしろ性暴力という表現の方が非常にわかりやすかったんですけれども、実際はそうでなかったなというのは改めて思っています。

もう一点、一定の年齢より上の人たちの性暴力被害の問題も取り組まなければならない課題ですけれども、子どもたちの性被害という問題も潜在化しているという意味では非常に深刻な問題だろうと思っています。

2つぐらいこの間の動きがありまして、1つは、DVの家庭の中で、虐待の問題も、メダルの両面という、裏表の関係であるんですけれども、子どもたちに対する性暴力も実は結構数多く行われておりまして、母親が自分のDV被害ということよりも子どもの性虐待を発見して、自治体に助けを求めると、DVじゃないからあなたたちは保護できないという対応をすると。

2001年以前はこうした場合に従来の婦人保護という枠組みの中で深刻な問題であると受け止めてきちんと保護する。それから母子に対する支援が行われてきたんですけれども、DV法ができてから、従来の婦人保護が十分だったかどうか、いいかどうかはまた別としましても、DVじゃないからあなたたちは一時保護しないという対応に自治体の相談窓口が対応してしまうという問題点がある。

もう一つは、これは神奈川県の子童相談所の方で3年ごとに調査しているんですが、虐待で保護されたお子さんたちの虐待の内容で性虐待を統計的にまとめていることもしておりまして、その辺が厚生労働省の皆さんの方で小まめに各地の子童相談所の保護の内容を把握していただいて、そういったところから性虐待の被害の実態を少し把握していただけたらと思うんです。

ときどきマスコミの方からも被害者の取材をしたいと、私たちはそういう施設なものですから、申し出があるんですけども、とても被害者にそのことを提案することができませんので、私たちは被害者への取材の協力はできませんと長い間お断りしているんですが、やはり被害者の理解なりが広がらないと、声が表に出てこないだろうなと思っています。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。種部委員。どうぞ。

○種部委員 今の言葉の定義の問題はすごく大きいところだと思います。今回のパープルダイヤルのときには、性暴力とDVとを2つ並べて入れていたと思うんです。あいまいだった部分もあると思うんですけれども、オーバーラップしている人も多いためむしろよかったと思うんです。DV家庭に育っていて、そして性的虐待も受けていて、そして大人になりまたその被害を受けていると重なっている人も非常に多かった。

そういう意味では、この言葉の定義一つで、たとえば結婚しているかどうかでDV防止法が適用出来るかどうか区切られたり、18歳までは児童虐待として児童福祉法の範囲内であるのに、それを過ぎると近親者ですから強姦罪が適用されないという年齢による扱いの区切りが発生することは問題です。本来、罰せられるべきものであっても当てはまる言葉がなければ、罰せられない。そういう意味では、すべてをひっくるめたような言葉をつくることがないと相談する側にとってもどこに引っかかるのかわかりにくいのかなと思います。

性暴力というと、一般的なメディアといいますよりは、どちらかというとアダルトビデオなどの情報の方が影響が大きいので、レイプという言葉が当てはめられる。そうすると、それは見知らぬ人からだという固定観念が女性の中にはあります。よく知っている上司だとか、あるいは大学生などに本当に多いのですが、サークルの先輩ですとか、そういう顔見知りからの被害を被害ととらえていない。自分が被害を受けているということを被害と認識していない人が多いです。

ですから、それは暴力なんだということを含めて、言葉の定義をもう少し浸透させる必要があるかなと思います。それこそメディアの役割であり、そういう言葉をつくるにおいては、ジェンダーの視点のある関係の人たちが取り組んでくださるといいのかなと思っていました。

もう一点は、相談しにくい一番の壁は、番委員さんがおっしゃっていたように、その次にどうなるかがやはりわからないからだと思うんです。例えば届け出たはいいけれども、この後いきなり警察につながられたり、この後、私はどうなるかというのがわからなくてなかなか相談できない。その辺もメディアの仕事のような気がしますので、後の方の段階にもありましたけれども、メディア向けのガイドブックをつくるのも必要ですけれども、流れがどうなっていくかを一般の人たち向けにガイドするようなものもつくり、それをメディアに逆に報道してもらおうとか、そういう形で何か周知を図らないといけないのではないかなと思いました。

○辻村会長 ありがとうございます。2番目の「マスメディアはなぜ性暴力について広報しにくいのか」という問題にも関連しておりましたので、進んでいただいていいかと思いますけれども、ほかにいかがでしょうか。どうぞ、平川委員。

○平川委員 パープルダイヤルの実施にかかわった者として感想を申し上げたいと思います。

パープルダイヤルは嫌がらせの問題も多かったんですが、無言の電話も多く、推測の域を出ないのですが、その無言は実際に被害を受けられた方がパープルダイヤルを試すというような電話ではなかったかと思います。どんなことをしてくれるのか、どういう相談員が出るんだろうか、信じるに足り

るかどうかという形で無言電話を掛けられたのではないかと考えることができます。私たちは無言電話に対しても話しかけ続けたり、数分の単位で待っていたりしたこともありました。そういう形でこれからは、被害を受けられた方たち、とりわけ急性期の方たちは性暴力被害者対応がどのような形になるのかを見ているし、対応する側は見られているんだろうと思いました。

メディア対応ということですが、電話対応が始まった頃に、テレビで広告が流れました。制作過程での話し合いでは、強姦や強制わいせつという言葉を入れるという提案もしたのですが、作る側の人たちが言うには、そういう言葉は使えないということで、どんどん落ちてしまって、最終的には結局、わかりにくい抽象的な性暴力という言葉しか入れることができなくなりました。性暴力という言葉がいけないというわけではないんですが、テレビを見た人たちが、これは自分の被害のことだと思えるような語句が消えていきました。その辺りのことですが、メディア関係者の中ではどのようなことが起きているのかをお聞きしたいのですが。

○竹信委員 それは結構重要な点で、一般の人が聞いて気持ち悪くなるものはだめとか、怖いのはだめとか、いろいろな感覚的にニュートラルに、ソフトにというのがマスなものですから、マスメディアの基本的な姿勢なんだと思うんです。

先ほど用語を開発したらどうか、メディアの方でもってそういうものを考えたらどうかという御指摘もあったんですけれども、そこはマスメディアはなかなかできない。内発的に自分たちからこれを使えばいいというほどまだ知見がないし、理解がない。むしろ、関心の高いメディアの人と、用語関係の人、現場で当たっていらっしゃるNGOとか、相談者の人たち、専門家の人たちとの三者でどういう可能性があるのかということを探っていく何かが必要かもしれないです。どこか1人だけだと必ず自分たちの立場を主張しますからだめなんですね。用語担当の人とか、新聞社の中でも必ずやはりとがったことはだめとか。強姦はきついと思っていると思うんです。でも、それが届かないということになるわけですね。では、どういう言葉ならいいのかというのは、マスメディアの中だけでは大変に難しいことだと思いますので、みんなで話し合う場がどこかに必要なのかもしれません。

○辻村会長 ありがとうございます。今、非常に重要な論点が出ておりますので、少し伺いたいのですが、強姦という言葉が非常にきついというのは、事件報道の際の話ですね。最初に出たのはパープルダイヤルのような相談を広報する場合ですので、2つの場面があるのですが、事件報道の場合にはなるべくソフトな方がいいけれども、パープルダイヤルなどの広報のときには具体的な方がいいという使い分けをすることが可能なのか、あるいは妥当なのかということもあるかと思います。

○竹信委員 用語の禁止というか、不適切な言葉というのは一律に決まっていたりすることが結構多いんです。いい悪いは別としてです。

○辻村会長 事件報道の場合に、レイプと言わないで、乱暴をしたとか、婦女暴行とか、そういう方をしますが、それは決まっているんですか。

○竹信委員 暴行とか、昔、言っていましたね。最近は結構強姦と使うケースが出てきていますね。それはやはり暴行は意味がわからないし、社会的な意識が変わってきたので、暴行というよりレイプの方が、レイプでしようみたいな、そういうことが出てきたというのはあると思います。

○辻村会長 よく、乱暴したとか、非常に軽いいいますね。

○竹信委員 乱暴って意味がわからない。何の乱暴なわけとなりますからね。なので、おっしゃるようになっています。だから、変わらないわけではない。ただ、広報の場合はこれを使う、相談の場合はこれを使い、事件の場合はこれを使うというのではなくて、一律に今のところは、これは不適切だけれども、場合によっては変えようみたいな程度のことは、緩みはあると思います。なので、このまま変えられないと言っているのではないんですけれども、今のところはそうやってほぼ一律に見て構えているというか、マニュアル化しているところが多いと思います。だから、それをもう少し何とかする相談するシステムというか、みんなで話し合う会を、新聞社の意思決定を持っている

人たちをちゃんと含めた形でやっていくのが必要かもしれません。

○辻村会長 そうですね。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、原委員。

○原委員 メディアの方々の意識というのがここで透けて見えてとても参考になりました。種部委員もおっしゃっていたのですが、言葉というのがとても重要で、その言葉によって相談しようとか、また逆に嫌な気持ちになるということがあるので、非常にセンシティブな問題であるとは思っています。

私が相談室を所管していて、最近、改めて思っているのは、これだけDVが報道して扱われて、相談件数も増えていながら、やはりまだまだDVは恥なことであるという意識を持っていらっしゃる方が多いということと、二次被害を気にしていたり、怖がっていたりされる方がまだまだいるというのをすごく感じるので、そういう意味では、こういう性暴力の被害者の方はもっと辛い状態にあるんだなということが想像できるんです。恥なことではないということを表に出していくということでメディアの1つの役割というのはあるのかなと思うのです。そういう意味で言葉の整理が必要なのかなと思います。

加えて、相談できるよという話だけではなくて、拠点になるものが地域にないと、それはただ相談だけでは次がないというところで厳しい。拠点をもっともっと増やしていくというところでこの問題がこれだけ潜在化していながら、日本でSACHICOのような仕組みがまだまだ難しいというところを考えると、そういう意味では、こう言うと注文っぽいのですが、メディアの果たす役割がもっともっと、拠点病院設置に向けた取り組みを含めてあるのかなと思いました。

○辻村会長 ありがとうございました。番委員、いかがでしょうか。時間の関係もありますから、3番の方に入っていただいて結構です。よろしくお願いします。

○番委員 先ほど言葉の使い方ということで、単に感想ですけども、最近は裁判員裁判の報道とか、刑事司法の報道が非常に多くなってきて、そこでは何罪という形で結構はっきりと性犯罪も出てきていると思います。

ただ、事件発生の際の報道は、暴行をしたとか、あるいはそこを落として書かないということもあります。被害者のことを思って、殺人で死体が発見されて、強姦を受けた形跡があったとしても、遺族の気持ちをおもんばかって出さないということが暗黙の了解になっているという話も聞いておりました。刑事司法が身近になった段階で、その言葉をどうきちんと伝えていくのかというのがこれからの課題だと思います。

実名報道とか匿名報道があるのですが、被害者の場合は実名報道は非常に困るという立場ではありますが、特に性暴力被害者の場合は、表に出てきてくださる方はごくごく一部で、皆さん匿名であってもなかなか取材も受けられない状況で、小林美佳さんは奇異な例です。先日、旭川の方で8人ぐらい被害者が出た強姦事件の被害者のひとりの方が自分の名前を名乗って日弁連等主催の市民も参加できる集会できちんと話していました。そのときに、私が悪いことをしたわけではないからおっしゃっていたのですが、こういう意識を持つ方というのはごくまれで、やはりなかなか難しいだろうと思います。そういう意味では、被害者の声というのはなかなか反映されないで、やはりそばにいる者が代弁して言っていかなければいけないと思います。

○辻村会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、小木曾委員。

○小木曾委員 先ほどから話に出ていますけれども、やはりワンストップセンターのようなものが足りないんです、どうしてないんでしょう、なければいけませんねという、これは報道の仕方としてどうなのかと思いますけれども、そういう世論を形成していくということもマスコミの役割なのかなという気がしながら聞いておりました。

○辻村会長 それについてはいいですか。

○竹信委員 大事だと思うんです。私が記者なら書きたいなと思うけれども、記者をやっているときにはそういうことについて余り深く、ほかのことをやっていたものですから、労働問題とかをやっていたものですから、余りそっちの方に行っていないくて。

だから、そういうことを記者が書くという、はっきり言って、記者はいろいろなことをやっているんです。そんなにその問題をいつもいつもやっているわけにはいかないというのが実は残念ながら記者の立場で、発生すると移る。それですぐどこかに行ってしまうわけです。なので、やはり厳しいようですけども、相談を受けたり、運動の問題に関わっている方々がこういう問題がありますということを書かせる、書いてもらう、意味があるんだということを訴えるという力量を付けることも実は必要で。

そうやってしまうと、記者の役割を逃げて、お鉢を回しているみたいでいけないんですけれども、実際、記者を見ていて、よほどそういうことに非常に興味があって、たまにそういう人はいるんです。でも、その人がいつまでもその部署にいられるわけではなかったり、事件が起きたら、震災が起きれば震災の方へ行ってしまいうというのが記者の普通の状態ですから、そうすると、ワンストップセンターが足りないというのは非常に重要だけれども、地味で、突っ込んでいかないとわからないみたいな話を、いきなり記者がというのはなかなか難しいです。だから、この角度だということを運動団体の方がジャーナリスティックな精神を持って訴えていくという措置も大事だと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○平川委員 ワンストップセンターの拠点化ということの重要性についてもメディアの方に書いていただきたいという流れになっているんですけれども、実際に相談現場にいる者としては、それより前になぜ性被害が潜在化するのかということや、社会構造の問題、性差別の問題など、そのあたりを中心に書いていただいた方がいいのではないかと思います。

ワンストップセンターができれば被害者はそこに行くかということ、そうでもないかなというのが現場の感覚です。被害者にとって大切なことは被害のことを理解してくれていること、その後に生活再建を含めた長期のケアがしてもらえること、回復のためのサポートができること、また同行支援をしてもらえることなど、被害者が使いやすい社会資源が整っていること、また関係機関が連携していること、そのなかでの被害者の回復などがメディアから発信されていくことの方が大事かなと思っています。そこのところが抜け落ちたワンストップセンターというのは、被害者の方たちがかえって行きづらいということがあるのではないかという危惧を持っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

○種部委員 今のお話も全くそのとおりだと思うんですけれども、相談することによって失うものが多いから相談に来ないあるいは相談に来て結局その後、被害届を出したりしないのは、それによって仕事を失ったり、家庭を失ったり、自分のいる場所、生活の場を全部失うことになることを恐れて言わない、事件にもなっていないということだと思うので、その辺はやはり今、おっしゃったように、そこを書いていただくことの方が支援につながる可能性は高いなと思いました。

1点質問ですが、今、若い人たちにどう届けるかというときに、新聞も読まないし、マスメディアは全く縁のない世代だと思うんですけれども、逆にその世代というのはソーシャルメディアが非常に発達していて、その方が情報は簡単に浸透すると思うんです。ソーシャルメディアの場合には、言葉の制限はあるのかどうかをお聞かせいただけますか。

○竹信委員 それはどういうソーシャルメディアによるかによるんじゃないでしょうか。

○種部委員 例えば今、よく使われているのはフェイスブックだったり、あるいはツイッターですとか、ああいう形で流すというのは、もろ刃の剣だというのはよくわかってはいるんですけれども、そういう中にメディア側が自分の所在を明らかにしたものを出す場合にはやはり言葉に制限があるんで

しょうか。

○竹信委員 それはどういう言葉を選ぶかによって発信者の方のセンスがすごく問われてくると思います。だから、いいガイドブックが欲しいと言っているわけです。そんなに人々は頭がよくないと言ったら語弊がありますが、そんなにいろいろなことをわかっているわけではないので、いいかなと思って言った言葉がうまく言ってなかった。要するに体験が足りないものですから。相談者の方などはいろいろな体験を持っていらっしゃるから、これだったらこうなるだろうと幾つかのパターンが多分、出てくるはず。お持ちだと思うんです。

だから、そういったものを使って、こういうときにはこういうことが起こり得るので、この言葉はこういうときはやめた方がいいですみたいなことというのは、発信する側は実はなかなかわからないと思うんです。ということで、ガイドブックみたいなものが要るんじゃないかとか、簡便にわかる何かが要ると言ったのは、ソーシャルメディアも含めて、やはり発信したときに被害が余り多くならない何かのガイドブックというのは特に、性暴力、性犯罪関係の難しいテーマで、まだきちんと定型したものがないような状況なので、そういったものをつくっていく必要性はあるんじゃないかなと思うんです。

○辻村会長 ありがとうございます。だんだん時間がなくなっておりますが、ほかにございますか。総合的な御質問でも結構です。確認ですが、資料1－2がございますが、これは竹信委員の御提出したださった資料ですね。

○竹信委員 はい。アメリカのワンストップセンター。

○辻村会長 これは標題が、左側が従来の対応システムになっていて、右側は従来ではなくて。

○竹信委員 現在です。

○辻村会長 現在ですね。誤植がございますので、修正してください。右側のタイトルが「従来の」ではなくて、「現在の」でよろしいですか。

○竹信委員 そうですね。使用前、使用后という感じのものです。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一応ここで切らせていただきまして、またいつか機会がありましたらこの議論をしたいと思います。伺っておりますが気が付きましたのは、第3次計画には、第13分野にメディアという分野があるのですが、今、見直してみまして、ここではメディアによる赤裸々な性についての情報の氾濫という発想から検討しており、この氾濫をどう制限できるのか、表現の自由との関係がどうか、ということばかり議論して、そういう観点からしかこの計画に書いていないということがわかりました。広報体制については勿論書いてあるのですけれども、気がつかなかった点もありました。やはり、赤裸々な性表現が氾濫し過ぎて、これをどうやって抑えるか、という有害図書に対する対応のような発想とは別に、こういう問題をリアルに伝えていく、あるいは被害の実態などを伝えていくためにメディアの役割を期待したいわけですが、そういうことについてこれまで第3次計画の検討の際には少し不足していたかもしれません。今後、こちらの調査会の方で今のガイドブックの作成なども含めて提案のようなものをまとめていければよろしいかと思います。

○竹信委員 ポジティブアクションとして、さっきも辻村さんがおっしゃっていたみたいに、中で女性の比率をもっともっと増やさないと、余りにも少な過ぎるのが事実なんです。なので、それは最低限のベースとしては。ただ、どうやって要求するか大変難しいと思います。

○辻村会長 そうですね。男性記者の方とか、意思決定機関にいる人たちが、自分が男性だから、どうも加害者の意識が頭をよぎってなかなか書きにくい。まさに手が縮むということになるのかもしれないということから、人的構成を変えていくということも非常に重要なことだろうと思います。

○竹信委員 大きいと思います。仮に女性記者とか、女性を多少増やしても、男性が余りに周りに多いと、その女性が本音でそうではないと思っても、そちらにすり寄らざるを得ないような気分に

なっていくとか、この空気というのは非常に大きいんです。なので、単に女性を少し入っただけでいいという問題ではないだろうということも申し添えておきたいと思います。

○辻村会長 そうですね。ありがとうございます。大変に貴重な御提案をいただいていると思いますので、これはまた私どもの調査会の検討結果として、どこかでまとめていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次に進めさせていただきます。次は、「女性に対する暴力をめぐる国際的動向」について、林委員から御報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○林委員 御紹介ありがとうございます。

私からは資料2-1というレジュメと、2-2という組織図の2つを出しております。

今日の私の話は、秋以降のこの専門調査会での議論の入り口として、現在、女性に対する暴力をめぐって国際的にどういう議論がされているのか。国連の中でどういう組織がどういう取り組みをしているのか。最後に国連以外の地域人権機構といわれるアメリカ、アフリカ、ASEANなど、アジア地域でどういった新しい条約などができつつあるのかといったお話をしたいと思います。

また、最近、去年この専門調査会で私が簡単に報告をしました国連における『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』の和訳が出版されました。信山社という出版社から出ましたので、委員の皆さんのところにお届けして下さるように出版社をお願いをしましたので、既に届いているかもしれませんが、どうぞ御参照ください。事務局にも1冊寄贈をお願いいたしました。

したがって、個別の法律であるとか、あるいは特に比較法については専門調査会に小木曾先生、木村先生を始め、刑法の御専門家がいらっしゃるの、秋以降そちらでお話をさせていただけるのではないかと思います。

初めに、私は2年前まで早稲田大学のロースクールで「女性に対する暴力と法」という演習を持っていました。多分こういった名前での授業があるのは全国でも早稲田大学だけだったのではないかと思います。いつも授業をとった学生に、一番最初のクラスで、どうしてあなたたちこの授業を選んだのですか、と聞くと、多くの学生が「DVについて勉強したかったから」と答えるんです。学生の頭の中では女性に対する暴力というのは、すなわちドメスティック・バイオレンスのことだと思っているようです。シラバスでは説明をちゃんと書いているんですけども、多分それを読まないで授業に来ている学生がいるということだと思います。

女性に対する暴力という言葉が国際的な文章の中で初めてきちんとしたもので取り上げられるようになったというのは、レジュメに書いた93年の「女性に対する暴力撤廃宣言」と呼ばれる国連総会決議だと思います。

この中では、「女性に対する暴力とは、女性に対する肉体的・精神的・性的または心理的損害または苦痛が結果的に生じるか、もしくは生じるであろう、ジェンダーに基づくあらゆる暴力行為を意味する」ということが書かれております。

現在、「女性に対する暴力」という言葉が法律文書でどう扱われているかというと、例えば1998年に国際刑事裁判所を作るために、ローマ規程と呼ばれる条約ができましたけれども、この条約は国際刑事裁判所において、女性及び男性の裁判官が公平に代表されることや、裁判官の中に「女性又は児童に対する暴力」などについて法的専門知識を有する者を含める必要性を考慮することとし、さらに、検察官は性的暴力及び児童に対する暴力などについての専門家を顧問として任命しなければならない、としています。初代の検事局顧問として、米国のフェミニズム法学者であるキャサリン・マッキノンが就任しました。したがって「女性に対する暴力」が1つの専門分野として国際人権法の中では確立しつつあると思います。

でも、93年の定義というのは、これは直訳だということもありますけれども、余りわかりやすすくないし、包括的、網羅的ではないのではないかとされています。最近、アリス・エドワーズさんとい

うイギリス人の若い学者が本を出されています。この人は女性差別撤廃委員会にも、よく委員向けの専門の説明というか、レクチャーに見える方で、私も何回かお話を聞いたことがあるんですが、大変頭脳明晰な若い研究者です。

この方が昨年出した本の中で、93年の定義というのは欠陥があるのではないかと。1つは、「女性に対する暴力とは、ジェンダーに基づくあらゆる暴力行為である」と言いながら、では、ジェンダーに基づく暴力は何なのかということを定義していない。あるいは、経済的な暴力ということを暴力の定義に入れていない。暴力撤廃宣言というのは、女性に対する暴力というのは、家庭内暴力、地域社会における暴力、国家における暴力と3種類あるんだと分類しているわけですが、暴力の中にそういう階層、ヒエラルキーを入れることはよくないのではないかという批判もあります。あるいはこの定義から直ちに出てくることではないですが、定義の中で助動詞として、should、何々すべきであるというのを使っている部分とshall、これはmustに代わるものですが、禁止規定みたいについて使っている部分があるんですが、文化や伝統を暴力の正当化に使ってはならないという部分がshouldになっていて、何々すべきではないという言い方がとても弱いのではないかという指摘もされています。さらに、女性に対する暴力が女性差別であるということを明言していないと。これは女性差別撤廃条約の時代的な制約でもあると言われている点ですが、こういう点で93年の定義は不十分だということが最近、言われています。

2003年にアフリカ人権憲章、バンジュール憲章という地域条約機構ですが、そこが女性の権利に関する議定書をつくりました。後で御紹介しますが、今年、欧州評議会で採択されました女性に対する暴力に関するヨーロッパ条約も経済的暴力が条約の中には出てきております。

次に、国連では、今、女性に対する暴力をめぐるってどういった動きがあるかという、2のところについて御説明したいと思います。

組織図を見ていただきたいんですが、これは、1993年に出された、今はもうお亡くなりになりましたけれども、国際法学者の小寺初世子先生や山下泰子先生編で、東信堂からの『国際女性条約・資料集』というものに付いていた表です。

これを見ますと、まず、一番上が国連総会です。総会のすぐ下に人権理事会が2006年にできまして、それまでは人権委員会というのが経済社会理事会の下にあったんですが、理事会に格上げをされ、すべての国連加盟国について定期的な人権審査、Universal Periodic Reviewの頭文字をとってUPRとなっていますけれども、これをやるようになりました。

日本も人権理事会の理事国としてUPRの1回目を既に終えまして、26項目の勧告を受け、そのうち13項目について受諾しています。

そのわきに「事務局」とありますけれども、女性の地位向上部、Department of Advancement of Womenの頭文字をとってDAWと呼ばれていたのですが、ここが国連の中でいわゆる女性問題を扱う部局だったのですが、今年の1月からUNIFEM、INSTRAW、OSAGI（これは95年の北京会議の年にできた新しい組織なので、93年の表には入っていないんですが、事務総長に関するジェンダー問題の特別アドバイザーというもの）が4つ統合されて、UN Womenという新しい組織が始まりました。UN Womenというのは国連Womenと訳しているところもありますけれども、私はいつも原稿を書くときは英語のままUN Womenと書いています。正式名称は「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための国連組織」ということです。

UN Womenの目的は2つありまして、1つは国連の中でジェンダー平等政策を立案していく。もう一つは、国連の中でつくったジェンダー平等政策を国連の各加盟国に情報の伝達をしていく。伝達していただくだけでなく、各国がそれを履行していくための手助けをする機関と位置づけられています。ここが何をやるかという、6つの優先分野を発表しておりまして、女性の社会参画、経済的エンパワーメント、女性に対する暴力の撤廃、平和における女性のリーダーシップ、政策・予算におけるジ

エンダーへの配慮、グローバルなさまざまな基準の構築ということになっています。優先順位でこの6つが書かれているわけではないと思いますが、女性に対する暴力の撤廃は3番目の柱として出てきております。

UN Womenが国連の中での女性に関する一種の立法機関だとすると、それ以外のところが何をしているかといいますと、先ほど言いましたように、人権理事会が国連の全加盟国に対する定期的な人権審査をしております、勧告の中で男女平等、ジェンダーに関する問題は非常にたくさん扱われています。

この人権理事会と私たちの女性差別撤廃委員会がどういう関係にあるのかといいますと、人権理事会は全加盟国が対象、女性差別撤廃委員会は、条約に入った国だけが対象ということで、その違いがあるのですが、もう条約は186か国入っていますので、入っていない国はほとんどありません。入っていないのはスーダン、イラン、アメリカ合衆国、ソマリアなどごく僅かな国です。また、人権理事会が勧告を出して、私たちがそれを引用することがなされています。逆に人権理事会の方では、ある国に対して、女性差別撤廃委員会から例えば賃金格差を早くなくしなさいという勧告を受けていますねとか、HIV・エイズの女性に対する支援をしなさいという勧告をするということで、お互いにその資料を利用し合いながら双方向でやっている関係にあります。

人権理事会の下にthe special procedureと言われる特別手続がありまして、これはテーマ別の手続と国別手続とがあって、国別手続ですと、例えば北朝鮮問題についての特別報告者ですとか、ミャンマーについての特別報告者がいます。テーマ別で女性に対する暴力に直接関係するものが3つあります。

1つが女性に対する暴力特別報告者、名前そのものの報告者がいます。現在は、ラシダ・マンジョーさんという南アフリカの大学の教授の方です。人身取引に関する特別報告者としてナイジェリア出身のエゼイロさんという方がいます。去年できた新しい作業部会として、女性に対する差別的な法律・慣行の作業部会があります。これはもともと特別報告者にするつもりだったんですけども、たった1人の人が世界中の女性に対する差別的な法律について勧告などを出せるはずがないという反対論があったために、1人でやるのをやめようということになり、その代わり、国連はよく地域別という言い方をしますけれども、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、ヨーロッパといった地域から1人ずつ代表を出して、5人で部会をつくらせようということになりました。アジアからはインドネシアの方が入っております。ここもいろいろな国からいろいろな私たちの国のこういう法律は女性に対する差別的な法律だから調べてほしいという勧告を受けて、レポートを出すことを予定しております。

次に、Treaty Bodyと言われるものがあります。これは人権条約機関ですので、女性差別撤廃条約を含めて国連機関そのものではありません。現在、国連の主要な人権条約は9つあるのですが、そのうちの1つです。

女性差別撤廃委員会は、一般勧告を策定します。一般勧告というのはすべての国に向けた勧告という意味で、ジェネラル・レコメンデーションという言葉を使うのですが、条約解釈のガイドラインの役割を果たすものです。その中で19号というのが女性に対する暴力についての勧告になっていて、28号という去年採択された新しい勧告が、締約国の差別撤廃義務というのはどういうものかを示しています。ただ単に差別的な法令をなくすというだけではなくて、積極的に人権侵害の被害者を支援して、実質的な平等を達成するのが国の義務だといった内容の勧告を出しております。

残念ながらまだ日本政府は批准をしていないのですが、個人通報制度を規定した選択議定書が1999年に成立しております。

個人通報では、最近の決定例ですが、フィリピンで職場の上司から車に誘われて、モーテルに行き、そこでレイプをされたという女性からの申立がありました。翌日にすぐに告訴をしたんですが、8年間裁判がかかった挙げ句、被告人は無罪になってしまったという事件があるんです。

これは女性の裁判官が担当だった事件ですけれども、判決文の中で、もし本当に上司と性的関係を持ちたくなかったのなら、すぐに逃げればよかったのに逃げていないじゃないとか、私たちが「強姦神話」と呼んでいるものをたどったような判決でした。

それで、フィリピンの女性団体に支援された被害者の女性が、フィリピンの強姦罪というのが構成要件もそもそも国連のハンドブックに沿う内容になっていないし、裁判手続も被害者にとって非常に不利である。裁判官にもジェンダーバイアスがあるので、裁判官にちゃんと研修をすることを勧告してほしいという申し立てがあり、委員会の方で締約国の差別撤廃義務を定めた条約2条違反を認めて、勧告を出したというケースです。

個人通報で勧告を受けると、当該国政府が半年以内にそれを実施したかどうかを答えなければいけないんです。ただ、フィリピン政府からはこれについていろいろ反論があるようで、直ちにこれに従いますという内容の答えにはなっておらず、現在、フォローアップ手続がフィリピン政府との間で続いております。

個人通報のケースのその後の3つは、ついこの間の7月に終わった会期に採択をされたもので、まだホームページには掲載をされていないのですが、NGOにはニュースで流れていまして、いろいろ反響が出ているケースです。

ブラジルで女性が出産事故で死亡してしまったというケースですけれども、緊急医療体制が非常に悪く、出産前の妊娠中のケアについても不十分だと申立が遺族から出されました。病院に入ってからケアも、極めて問題があるということで、国の責任があるということで、ブラジル政府に対して責任ありという結論を出しております。

旧東ヨーロッパのベラルーシですけれども、デモに参加した女性が入った未決拘禁の収容所の衛生状態が大変悪く、また看守が男性しかおらず、男性とは別の房に収容されたんですけれども、男性の看守から非常に侮蔑的な冗談を言われ、侮辱を受けたということで、拘禁された期間はたしか7日か8日で短いんですけれども、通報の申告がありました。これについてもベラルーシの政府に責任ありとして勧告が出ております。

ブルガリアのケースもドメスティック・バイオレンスで、夫が子どもとの面接交渉を求めて妻を追跡しているという事案だったのですが、細かい事実関係は省きますが、国に責任があるという内容の決定が出ております。

もう一つ、NGOによる調査制度と書きましたが、女性差別撤廃条約の選択議定書には2種類の手続がありまして、1つが今、言った個人通報です。もうひとつは、委員会が職権によって、申立がなくても大規模かつ継続的な人権侵害があるとの情報を得た場合には、事実関係を調査して、一定の勧告ができる調査制度があります。これは今まで1件だけ、メキシコについて発令した例があるだけですけれども、ほかの人権条約体とは違って特色がある制度です。

以上が女性差別撤廃委員会での活動です。

それ以外の国連組織としては、今、非常に注目を浴びていますが、西暦2000年に安全保障理事会が採択をした1325決議。これは第3次基本計画の国際分野のところでもこの1325決議について触れられております。女性と平和構築についての決議と言われていまして、紛争後の社会を男女が平等に参画できるように構築していく。紛争地に支援に行く、例えば自衛隊であるとか、警察であるとか、そういった人たちがジェンダーに敏感なトレーニングを受けて、現地におけるジェンダーの秩序に配慮しながらジェンダーに敏感な支援をしていくといったことについて定めた決議です。

これがその後、1325から1820、1888と幾つかの決議が続けて上がっております。レジュメに合言葉として「不処罰との闘い」と書きましたが、戦争が起こると、例えば武器としてのレイプという言葉があって、女性が性暴力を受ける。ところが戦争状態にあるので、その国は警察も検察も裁判所も機能しておらず、加害者が処罰されないままに終わってしまうことが多かったのです。そういつ

た加害者をもしその国が処罰する能力ないし意思がないのであれば、国際刑事裁判所のような国際法廷に引き渡して、加害者をきちんと処罰していくことが被害者保護のためには絶対に必要であるという認識の下に、不処罰をなくしていく。英語でimpunityという言葉を使いましたが、それが一種の合言葉のようになり、非常に大きな問題として取り上げられています。

3つ目の地域人権機構における動きということですが、米州機構というのはラテンアメリカですが、1994年に「女性に対する暴力の予防、処罰および廃絶に関する米州条約」を地域機構としては一番早く、94年に採択をしております。その後、2003年にアフリカ連合のアフリカ人権憲章に「人および人民の権利に関するアフリカ憲章のアフリカの女性の権利に関する議定書」ができました。そして今年、欧州評議会が「女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスを予防しこれと闘うための条約」を採択しまして、署名のために開放をしました。これはたしか幾つかの国、20とか、30とか署名をしないと発効しないので、現段階では発効していませんが、既にドイツ、フランスのようなヨーロッパの中で有力な国が署名を終えていますので、発効するのは時間の問題だと思います。

ちなみに、欧州評議会条約というのは、欧州評議会加盟の47か国だけしか批准できないのかということではなく、これは別に地域的にヨーロッパに位置していなくても加盟することは妨げられません。現に、日本は欧州評議会の条約であるサイバー犯罪条約には入っています。したがって、もしアジアで女性に対する暴力廃絶の条約を一からつくるのが難しいのであれば、欧州条約に入ることと考えてもいいのではないかと考えております。

冒頭に述べた、アリス・エドワーズさんというイギリスの学者が今の米州機構、アフリカ連合、欧州評議会の3つそろって、今、アジアだけが女性に対する暴力についての地域条約がない地域だと本の中で書いているんですけれども、条約ではありませんが、ASEAN（東南アジア諸国連合）、タイ、インドネシア、ベトナムとか、そういう地域ですね。ここに政府間人権委員会というのが2009年に発足しまして、2010年、昨年に第1回会合が開かれ、女性と子どもの権利促進保護に関する委員会ができて、非常に緩やかな形ですけれども、女性差別撤廃条約の普及であるとか、勧告を国内実施していくための支援をするという活動を行っております。ですので、権利侵害があって申し立てをして、違反を認定するという手続とは少し違うんですけれども、まず、ASEANのやり方だと、第一歩はここから始めて、それをより強化していくという方向に行くのではないかと想像がされます。

レジュメには書いていないのですが、『国連における女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』について短く残りの時間でお話をしたいと思います。

私ははしがきを頼まれて短いものを書いたんですけれども、女性に対する暴力について、例えばストーカー法があります、DV法があります、刑法に強姦罪がありますというばらばらな法律ではなくて、そういったものを全部くくる包括的な立法をつくりなさいというのが国連の意図です。

その中で国としての行動計画であるとか、国としての予算措置の裏付けであるとか、あるいは履行をどうやって監視していくのか。被害者をどうやって支援していくのか。警察官や法曹あるいは医療従事者などの研修であるとか、能力をどうやって向上していくのかということを一箇一個、DV法に書くとか、一箇一個、ストーカー法に書くということではなくて、女性に対する暴力についての犯罪についてはその法律を適用するという形で包括的にやっていくべきであるという考えに基づいています。

先ほど冒頭に女性に対する暴力というのは、DVに限りませんというお話をしましたが、このハンドブックの中でも例として、ドメスティック・バイオレンスは冒頭に来ますけれども、セクシャル・ハラスメントであるとか、FGMと言われる女性器切除であるとか、赤ちゃんがおなかにいる間に出生前診断をして女の子だとわかると中絶をしてしまうとか、あるいはHIV・エイズの感染者を社会的に排除するとか、ダウリーと言われる持参金を女性に要求して、ダウリーが少ないと寄ってたかって、夫の家がいじめて殺してしまうということなど全部を含む広い概念です。

日本にいとそのうちの一部のことというのはすごく遠いことのように思うんですけれども、世界

の現実ではそうした問題に直面している国が多く、私も女性差別撤廃委員会に行って驚いたことの1つは、魔女狩りをまだやっている国があるんです。どういうことかということ、地域社会の中で比較的知恵があって、自分で財産を持っている女性がターゲットになって、例えば台風とか津波が来たのは、あの女がやったからだということで、その人から財産を取り上げたり、場合によったら投獄をしてしまうとかということ、幾つかの国に対して魔女狩りの名の下に女性に対する暴力を行うことをやめるようにという勧告を今まで何回も出しています。

あとは、HIV・エイズの問題なども、もともとは公衆衛生とか、健康の問題ではないかなと認識不足でいたんですけども、実際にコミュニティで活動している女性たちに話を聞くと、例えば初めて男性と関係を持つときに対等な関係ではないために、女性が「避妊をしてほしい」とか、「コンドームを使ってほしい」ということを言えないというのです。おもむろにハンドバッグの中からコンドームを取り出して、これを使ってほしいなどと言うものなら、売春婦だとか、ほかに幾らでも男と関係を持っているんだろうと言われて、それを原因に殴られたり、殺されたり、暴力を受けるということが行われている国がまだまだたくさんあるわけです。

そういうところから見て、では日本の女性がすごく恵まれた状況にあるかということ、決してそうではないと思います。例えばこれは個人的な感想ですが、日本で今、民法（家族法）改正ということ、選択的夫婦別氏制度が進まないということと、婚外子差別が注目を浴びますけれども、国際社会から見て一番ぎょっとするのは婚姻年齢が16歳と18歳という部分だと思うんです。子どもの権利条約で18歳未満は子どもということなので、16歳、17歳は子どもなんです。だから、子どもと結婚してはいけない、これは強姦であるというのが共通認識だと思います。

さっきの女性に対する暴力の欧州条約を見ていましたら、わざわざ定義のところに、本条約において女性とは18歳未満の女兒を含むと書いてあるので、18歳未満のガールチャイルドというのは一応、大人の女性とは別のカテゴリーだけれども、条約では一緒に扱いますよということなんです。

婚姻年齢の話などは、ロースクールの学生と議論しても、男性は18歳まで結婚できないのに、女性は16歳でも結婚できるんだから、女性の方が権利がたくさんあるのにどうして差別なんですかということをする人がまだたくさんあり、子どもに対する暴力という発想がないです。

条約機関からも性行為同意年齢を上げろと言われているのも、18歳未満というのは子どもであって、子どもの性行為同意年齢というのは制限されている。未熟なものだという発想があると思います。

今の性暴力犯罪の構成要件の見直しということも、今日はそのことを主としてお話する時間がありませんが、ハンドブックをお持ちの方は37ページ以下に性暴力というのは強制力や暴力を用いてなされるという要件を見直すべきではないか、あるいは性器の挿入を必要とするという要件をなくすべきではないか、加害者と被害者の関係性に着目した構成要件を考えるべきではないか、と指摘されているのをご覧いただきたいと思います。複数の加害者による犯行、攻撃により被害者が被った重大な身体的もしくは心理的な結果といったことを考慮するべきであるということが言われております。

このハンドブックとしては、そういった捜査公判の段階から裁判、構成要件、加害者プログラムの実施、被害者支援あるいはレイプクライシス・センター、強姦救援センターを各地につくるといったことも含めて包括的に規定をするということを求めています。

また、去年、1回このハンドブックについてこの調査会で短く報告をする機会をいただいたときにもお話したんですけども、調停の禁止がハンドブックの57ページ以下では書かれておりまして、女性に対する暴力のすべての事件においては、法的手続の前あるいは法的手続がなされている最中に調停を行うことは明確に禁止するべきであるとされています。

私も最近、御相談に乗った女性で、家裁の離婚調停に行って、DVを理由に離婚を求めている方ですけども、ちゃんと弁護士がついていて、あらかじめ調停の申立書でかなり詳細な事実関係を調停委員に伝えていたとしても、やはり終わった後、言いたいことがいえなかったというわけです。調停で

すので、相手方と直接相対することではなく、交互に申立人が入って出て、それから相手方が入りということなので、相手とは会っていませんけれども、やはり同じ手続に来て、同じところでいろいろな話をしなければいけないということが大変苦痛だったということを言われました。そういったことも含めて、日本の法律には見直すべきところがたくさんあるのではないかと思います。

ですので、秋以降、女性に対する暴力のドメスティック・バイオレンス以外の部分についてこの調査会でより議論が深まり、よりよい提言ができるようになることを期待しております。

以上、雑駁ですが、御報告させていただきます。ありがとうございました。

○辻村会長 どうもありがとうございました。大変貴重な資料を基にして御報告いただきましたけれども、御質問等ございましたら、お願いいたします。最初に定義の方から行きましょうか。林委員の御報告も3部立てになっておりますので、1の『女性に対する暴力』の定義のところでは何かございますでしょうか。

皆様から質問が出る前に、少し教えていただきたいのですが、このハンドブックはDepartment Advancement Women (DAW) の政策を記したものであって、今日提出していただいた機構図ではUN Womenに入ったわけですね。これとCEDAW（女性差別撤廃委員会）とは別物ですね。はしがきを読ませていただくと、DAWの人が委員会に説明で来たと書いてありました。そうすると、ここに書いてあることというのは、DAWが女性差別撤廃委員会で説明をして、両者間で共通認識を図ったものである、という理解でいいですか。

○林委員 はい。

○辻村会長 いま私が念頭に置いているのは、2009年の女性差別撤廃委員会の日本に対する総括所見（勧告）の中に、性犯罪について定義をすることという要求が入っていたことですが、そうすると、女性差別撤廃委員会が日本政府に対して要求している性犯罪を定義すべきという内容というのは、ここに書いてある性暴力の定義を意味していると考えていいのでしょうか。ただ、それはやはり違いがあるようです。今日の御報告では、肉体的・精神的・性的または心理的な暴力とか、そういう定義があります。これに対して経済的暴力を含めているところもあるということで、その定義自体が必ずしも1つになっているわけではないわけですね。そういう状況で、CEDAWの方から日本政府に対して性犯罪を定義するという要求が出ている場合には、どう定義しなさいと国連は言っているのかという点について、どのように理解したらいいですか。ここに書いてあることと理解したらいいですか。そこについて、もしおわかりでしたら。

○林委員 今、辻村委員が言われたのは、総括所見、女性差別撤廃委員会から日本政府に対して出された2009年の勧告のパラグラフ34に、「委員会は、被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを刑法から撤廃すること、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること、強姦罪の罰則を引き上げること、近親姦を個別の犯罪として規定することを締約国に要請する」となっている場合の2番目の「身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること」というのは、このハンドブックの定義ですかということですね。

難しい御質問で、国連や条約機関が勧告していることは、そんなにかっちりしたものではないと思います。例えば先ほどフィリピンについて勧告を出したと言いました。フィリピンの強姦罪が非常に不十分であると、女性に対する権利を擁護していないではないかというときは、勧告の中で脚注、フットノートにこのハンドブックを出して、このハンドブックの頁を引用しています。

その報告を私があるところでしたら、では、日本政府ももし個人通報に入ったら同じ勧告を受けるのですかと質問されました。「そうです」と言うと日本政府が嫌がって入らなくなってしまうのではないかなと思うので、余り「そうです」と言いたくないのですけれども、恐らくフィリピンの例を考えれば同じような状況になるだろうと思います。ただし、どういうものが望ましい性暴力規定かというのは、委員の中で、イスラム出身の人、カトリックの人、アジア出身の人といろいろいます。自分

が育ってきた環境であるとか、受けた教育が違うので、これが一番いいというのはなかなか一致しないのですが、このハンドブックが全員に配られ、私たちはこの線に沿って議論していきましょうという大きな認識はできていると思います。

○辻村会長 そうですか。ありがとうございます。皆さんの中でほかにいかがでしょうか。

○阿部委員 すみません、3のところに行ってもいいですか。

③の欧州評議会の条約についてですけれども、日本のDV防止法が非常に不十分な法律の側面があると思いますが、どういう点でこれから予防に関する参考になったり、日本の国内で大きく改善に役立つのか、もう少し教えていただきたい。

○辻村会長 では、お答えしていただけますか。

○林委員 実は、欧州条約は国連ハンドブックに非常によく似ていると思います。というのは、当然つくっている時期が重なっているので、お互いに資料を提供し合い、勉強し合っているんです。あと、欧州評議会の起草委員会の委員長はシモノビッチさんという、去年来日された女性差別撤廃委員会の委員で、あと2人、女性差別撤廃委員会のノイバイヤーさんというスロベニアの方と、アジャーさんというトルコの委員が入っていますので、似ているんです。

包括的な立法で、研修とか、啓発、予防に非常に力を入れている。被害者支援に力を入れていることであるとか、あと緊急保護命令が入っていて、日本の制度よりは迅速にかつ手厚くなっているということです。

少し不正確かもしれませんが、義務的逮捕政策、積極的逮捕政策と言われますが、まず、通報があったら加害者の身柄拘束を原則とすると。むしろ日本でいう在宅事件のように夫に暴力を振るわれていますという通報があったとしても、とりあえずパトロールして注意するけれども、身柄拘束はしないという刑事政策の違いといったところがあると思います。

○辻村会長 ありがとうございます。では、どのパートでも結構ですので、御質問をお願いいたします。どうぞ、原委員。

○原委員 どうもありがとうございました。

国際的な動向について私なりに理解が進みました。

うちも啓発をする仕事をしていて、ジェンダーに基づく暴力であるとか、世界的にいろいろ歴史的な背景があって女性が差別を受けてきたところから暴力の問題を勿論理解していくことが一番いいと思っているのですが、日本人の男性にここのところを訴えても、どちらかといえば、理解を示そうとしないというか、むしろ自分たちの被害者性を訴えるところもあったりして、年々、男性に啓発をして訴えかけていく中にこの視点というのがすごく難しい、伝えていくのに難しさを感じているんですけれども、障害になっているものというのは何だとお感じになれますか。

○林委員 ありがとうございます。

大変大事な御質問だと思うんです。すごく根源的な問題になりますが、男性、女性が持っている性別役割意識の強さということがいろいろなものの障害の源になっていると感じることが多いです。例えば日本の男性の自殺率の高さ。年間3万人が自殺してしまって、10年間で県庁所在地が1つなくなってしまうぐらいの人が自殺で亡くなっているわけです。男性に期待されるジェンダー役割を果たせないところから来る苦しみがそういったものを選択させているんだと思います。だから、そのところを暴力の問題だけから入っていくのではなくて、そこを変えていかないと、おっしゃるとおり、歴史的な背景から入っても反発を食らうというか、自分には関係ないととらえる人もまだいるかもしれないと思います。

○原委員 性別役割というもののでも、歴史的にはそんなに長いわけではないんですね。私たちは、あたかも昔から性別役割が当たり前のようであったと考えているところがあって、それがすごく固定的なもののような意識がまだまだ根強いなと思うんです。でもそこは多様性や変えることができるとい

う問題として理解してもらえないところがすごくあると感じるのです。

○林委員 今のは御意見ということでよろしいですか。

○原委員 はい。

○林委員 ありがとうございます。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、種部委員。

○種部委員 人権理事会で日本に対しても26項目の指摘をされて、13項目はうんと言ったということだったんですが、その中に入っているかどうか詳しくわからないので教えてほしいんですけども、私も今、現場で一番問題だろうなと思っているのは、今、おっしゃったように、女性が結婚できる年齢を民法で16歳と定めていることです。それは、意思決定をゆだねられるかどうか、つまり子どもが何歳までかという認識なんだと思うんですが、性暴力については強姦については13歳以上かどうかで線を引いていますね。16歳が結婚許容年齢、つまり大人と扱うとすれば、13歳～15歳の子どもは明らかに国の民法で子どもと認識している年齢にあたります。この年齢の女性に対して性交に同意したかどうかの確認を求めるということが、これは国際的に見て、日本の大変問題の部分というか、差別につながる部分であり、暴力を容認していることととられておかしくないと思うんですが、この点について日本が突き上げられているということはないんですか。

○林委員 そうですね。人権理事会のUPRに入っていたかどうか今、手元に資料がないのですぐにお答えできませんが、今の13歳という問題は、女性差別撤廃委員会でも、自由権規約人権委員会でも、ほかの国連の委員会で何回か取り上げられています。

おっしゃるとおりで、先ほど民法の例として16歳、18歳を上げましたけれども、より問題なのは、刑法が被害者の同意があれば罪とならないとしている年齢が非常に低いということですので、国際的にもそれは何回も指摘されています。

○種部委員 指摘されているのがどのぐらいの期間かわかりませんが、変えられないのはどうしてなのでしょう。

14歳、15歳という子どもが、抵抗したかどうかということを精神鑑定するんですけども、14歳、15歳に抵抗できる判断能力があったかということを鑑定するのは実際には無理です。技術としても困難ですし、その年齢は同意の判断できる年齢として鑑定の対象になること自体が大きな間違いだと思うんですが、だれもがそれは問題であると認めるにもかかわらず変わらないのはどうしてなのでしょう。

○林委員 おっしゃるとおりだと思うんです。私も以前、この調査会で法務省の人を前に、法務省は刑法を不磨の大典と思って、いじりたくないんじゃないかと申し上げたことがあるんですけども、結局そこをやると、では、どうして墮胎罪が残っているんですかと、暴行強迫の要件がおかしいんじゃないかという話に発展して、パンドラの箱になると思うんです。だから、それがやりたくないということだと思います。ただ、もうそれで済む時期は終わったと思いますから、それをやっていくのかこの調査会の役割だと思います。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。番委員、どうぞ。

○番委員 ありがとうございます。

私はかなりドメスティックに生きているので、林先生からいただいた御本などもよく読んで、これから講演するときなどにも使わせていただこうと思います。現場で考えている調停などの問題点とかについては、こういうものを使いながら訴えていくことも必要なのかと思いますし、国際的な認識を頭に入れて具体的な案件を考えていくことができるかなと思うのと、反面、理念と現場の個々の問題の解決というのはなかなか難しく、それこそ刑法の構成要件の問題とか、1つ手をつけるとパンドラの箱と、本当にそのような感じがしておりまして、どこまでできるかと思いますけれども、こういう国際的な動きがあつて、やはりそこを日本も無視してはできないということはしっかりと考えてい

かなければいけないと感じました。もう少し勉強して武器にしたいと思いました。

○林委員 ありがとうございます。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、平川委員。

○平川委員 番委員と同じですが、先ほどフィリピンの個人通報があった事案が勧告を受けたということですが、もう少し具体的に御存じでしたら教えていただきたいと思うんです。

といいますのは、千葉で起きた性暴力事件で、最高裁で無罪判決が出た例があって、それは被害者の年齢が低かったというわけではなくて、10代後半なのですが、その女性がキャバレーで働いていたということで、そういう仕事をしていれば客あしらいとか、男性のあしらいがうまくできるはずなのに、なぜ被害に遭ったのかみたいなことが判決結果の一部を占めているのですね。密室の中で起きる性暴力事件では客観的証拠となる物証がない場合は少なくありませんが、つまりこの判決の根拠となっているのは、裁判官の経験則だということです。私はとてもショックを受けました。

私たちの周辺にいる被害者の方たちも私たちも、これから性犯罪や性暴力の被害届を出して告訴するという流れを作っていこうとしているのに、たとえ頑張って事件化したとしても裁判では加害者は無罪になってしまうということになれば、被害者の方たちに大きな影響を及ぼしかねないことになります。

先ほどのフィリピンの例について、具体的にわかっていることがあればお聞かせいただきたいと思いました。

○林委員 まず、女性差別撤廃委員会の個人通報についての情報全般ですけれども、神奈川大学の阿部浩己先生が代表をされているヒューマンライツ・ナウという人権NGOがあります。ヒューマンライツ・ナウのサイトに入ると人権教育というサイトがあって、今までのケースを全訳ではないんですけれども、要約した和訳が載っています。ただ、フィリピンのケースは比較的最近のケースなので、事実関係を含めて載っているかどうかは確認しないとわからないんですが、その中で、今、平川さんがおっしゃられたのと論点はまさに同じだと思います。

また国連ハンドブックは、被害者の属性、未婚か既婚か、生産業に従事していたかどうかを理由に差別をしてはいけないということも規定しています。

○辻村会長 ありがとうございます。

まだいろいろ御質問もあるかと思いますが、これから私たちは何度か機会がございまして、具体的な事例あるいはさまざまな構成要件の見直しとか、そういう議論をする中で、折に触れて、このハンドブックなどにも言及していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかに御質問等がないようでしたら、そろそろこの議論は閉じたいと思います。

個人的には、国連の場合も女性に対する暴力ですし、この調査会も女性に対する暴力ですけれども、御承知のように、日本のDV防止法などは両面性で、男性に対する暴力も含んでいますね。ですから、このハンドブックは女性に対するということでしょうけれども、今後さまざまな構成要件の見直しといたしますか、定義を考えていくときに、その両面性といいますか、子どもが入っていますから、男の子なども入れば、まだどんどん定義が変わっていきますね。ですから、そういった問題について国連は今後どういう方向で、女性だけで今までずっとやってきましたし、子どもは子どもでやってきましたけれども、どういう方向を向いて行くのだろうかとか、さまざまな議論はあり得るかと思います。ただ、これは私どもが今後いろいろな問題を話し合うときにまた折に触れて言及したいと思います。

それでは、本日のお二方の御報告を終わらせていただきます。

最後にお手元の資料3と4で、これまでの第55回及び第56回の議事録がまとめられております。これにつきましては、既にメール等で修正といいますか、見て確認をいただいておりますけれども、もしよろしければ、本日決定をしていただきまして、ホームページで公表することにしたいと思います。

が、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、ホームページでこの議事録を公開していただくことにしたいと思います。

時間でございますので、本日の調査会を閉じたいと思いますが、事務局から今後のスケジュール、その他、御報告をお願いいたします。

○原暴力対策推進室長 冒頭にも申し上げましたが、年内は関係する有識者の方や団体の方からのヒアリングを続けていきたいと考えておりまして、次回は10月5日水曜日、15時から17時まで、場所はこの同じ会議室で被害者支援に携わっている方々から報告をいただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○辻村会長 その次が10月31日ですか。

○原暴力対策推進室長 10月31日に開催する方向で今、最終的に調整中です。

○辻村会長 わかりました。では、調整ができましたらご連絡させていただきます。今後、委員の皆様から報告をいただくということにもなろうかと思っておりますので、よろしく御協力をいただきたいと思います。それでは、本日はこれで終わらせていただきます。